

名古屋市緑区選挙管理委員会告示第4号

在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所及び当該期日前投票所
を設ける期間について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定により、令和8年2月8日執行衆議院議員総選挙における在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所及び当該期日前投票所を設ける期間を、次のとおり定める。

令和8年1月27日

名古屋市緑区選挙管理委員会
委員長 横田明典

1 場所及び期間

場 所	期日前投票所を設ける期間
名古屋市緑区青山二丁目15番地 名古屋市緑区役所 第2会議室	令和8年1月28日（水）から 令和8年2月7日（土）まで

名古屋市緑区選挙管理委員会